エネ場合	トル	ギー環境負荷低減推進設備等 去人税額の特別控除に関する 	手を〕 明細	取得した 出書	連事年	結業度		•	•		法人名	(		)
	個	別 所 得 金 額 , <sub>488</sub> 所得金額がない場合は0)	1		円		連	結 (5			の 56の①」	金 額	20	円
「27」欄 「日本銀かなく場合はの」 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場								た各	連結法。	人の個別	域推進設備 別所得金額 ⊃(1)の合	iの合計額	21	
合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:								結	去人の	個別所	超過額を 行得金額の (1)の合	合計額	22	
「第68条の10第2項」、 「平成26年旧措置法第68条の10第2項」、								整 表一 .)「2	-の二(	<b>一</b> ) 「2	結 」、別表 の二(三)	税 額 一の二 「2」)	23	
「平成25年旧措置法第68条の10第2項」又は 「平成24年旧措置法第68条の10第2項」							当				詰 税 額 : 長六の二(-		24	
	②「区分番号」欄:「10289」 ③「適用額」欄: 当該別表六の二(八)「27」欄の金額(円単位)    期							当其	i 期税額控除可能額の合計 (各連結法人の(8)の合計)			合計額 合計)	25	
								調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「14の②」)				26		
	期	基 進	7		-	人	分	当;	期税額		余額の - (26)	合計額	27	
法	[3	6」欄	7			の			調 整 前 ) × $\frac{20}{100}$		店 税 額 : 長六の二(-		28	
	エネ	ルギー環境負荷低減推進設		ì	総訓	((28) 3	又は((2	.額基準8 28) — (25) ) 二(七) 「3:	) —	29				
の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がる場合)を適用している場合								繰越税額控除	連 平 結 平 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・ D)の合計)	30	
①「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の10第3項」、 「平成26年旧措置法第68条の10第3項」、 「平成25年旧措置法第68条の10第3項」、 「平成24年旧措置法第68条の10第3項」又は								可能額の合計額調整前	業 年 平 で (各連結法人の(39の②)の合語			・ ②)の合計)	31	
									合 計			32		
	「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第3項」 (②「区分番号」欄:「10290」										・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		33	
③ 「適用額」欄: 当該別表六の二(八)「36」欄の金額 (円単位)								連結税額超過	業年度	区	· 二(二十一)付:	・ 表「11の②」)	34	
	朔	17元 (2)×-20 (別表六の二(七)「8」) 額	10		:	算	分	構成額		合	į	<b>‡</b> +	35	
る	繰	個別帰属額基準額の残額 ((13) 又は((13) — (8))) — (別表六の二(七)「16」) 進 法 人 税 額 基 準 額 ((12) と(14) のうち少ない金額)	14					当其	—— 胡繰越	桑越税額控除額の (32)ー(35)		合計額	36	
			15				法人	(27) +		(27) +			37	
計	越	当期繰越税額控除可能額	1.0			各連結法			業年		期 繰 越 8 は当期税8 除 限 度 8 38	当期可有3	,.	翌期繰越額 (38) - (39)
	地	((11)と(15)のうち少ない金額) 調整前連結税額超過構成額	16			へにおける	平平	:		D	Р	3	円	
	分	調整 印 連 裕 悦 額 超 烟 博 放 額 $(33) \times \frac{(39 \mathcal{O}(1))}{(30)} + (34) \times \frac{(39 \mathcal{O}(2))}{(31)}$				翌期繰越税	平 平	•	:	2		(10)		外円
		当期繰越税額控除額(16)-(17)	18			結法人における翌期繰越税額控除限度超過			<del> </del>	(4)		(16)		外
	法丿	、税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19		1	超過額の計算	当 —— 合		期分計					
$\bigcup$		(=-/ · \#-\/				异								